

特別児童扶養手当の更新手続きをされる方へ

療育手帳又は身体障害者手帳の有無等により、診断書を省略できる場合があります。詳しくは以下の表をご確認ください。

また、各区・総合支所への申請手続きが有期満了月（令和8年3月末日）を過ぎた場合、手当の不支給期間が生じる場合がございますのでご注意ください。

裏面に記載の重要なお知らせも必ずご確認ください。

※ 診断書が必要な場合は、裏面窓口へご連絡いただくか仙台市HPからダウンロードをお願いします。

【HPアクセス手順】

<https://www.city.sendai.jp/kate/kurashi/kenkotofukushi/kosodate/shogai/shien/fuyoteate.html>

仙台市HPトップページ > 暮らしの情報 > 健康と福祉

> 子育て・若者 > 子育て施策 > 各種支援・助成・給付

> 未熟児・障害・難病のお子さんへのサポート

> 特別児童扶養手当

【注】一般的なものを掲載しています。これ以外の場合などは、
事前に各区・総合支所担当窓口にご確認ください。



手帳の種類	—	—	提出書類など
なし	—	—	① 再認定請求書 ② <u>診断書</u>

手帳の種類	判定	手帳の判定年月日	提出書類など
療育手帳	A	<u>R7. 4. 1～R8. 3. 31</u> 以外	① 再認定請求書 ② <u>診断書</u> ③ 療育手帳の写し
		<u>R7. 4. 1～R8. 3. 31</u>	① 再認定請求書 ② 療育手帳の写し ③ 療育手帳判定書の写しを得るための同意書 ※診断書省略可
	B	—	① 再認定請求書 ② <u>診断書</u> ③ 療育手帳の写し

手帳の種類	等級	手帳の有期認定期限	提出書類など
身体障害者手帳 (内部障害以外)	1級 ～ 3級	<u>R8. 3. 31 までの日</u>	① 再認定請求書 ② <u>診断書</u> ③ 身体障害者手帳の写し
		<u>R8. 4. 1 以降の日</u>	① 再認定請求書 ② 身体障害者手帳の写し ※診断書省略可
	4級		<u>事前に各区・総合支所担当窓口にご確認ください。</u>
身体障害者手帳 (内部障害)	1級 ～ 4級	—	① 再認定請求書 ② <u>診断書</u> ③ 身体障害者手帳の写し

★詳細は、お住まいの各区・総合支所担当窓口へお問い合わせください。★

重要なお知らせ

(1) 災害や事故など、やむを得ない理由（人為的な理由ではないもの）により、提出期限（令和8年3月末日）までに診断書等の提出ができない場合は、期限までに各区・総合支所担当窓口へご相談ください。正当な理由があると認められ、かつ、その理由がやんだ後15日以内に診断書等を提出された場合のみ、手当の不支給期間は生じません。

(2) 診断書提出による障害判定の結果、手当額（級）が変更になる場合があります。

変更前		変更後	手当額（級）の変更時期
1 級	⇒	2 級	「診断書」の作成月の翌月から
1 級・2 級	⇒	“非該当”	
2 級	⇒	1 級	「再認定請求書」又は「額改定請求書」の提出月の翌月から

～ 等級変更により過払い返納金が発生する例 ～

＜児童1人の場合＞

区 分	診断書の作成月		
	2 月		3 月
1 級 ⇒ 2 級	返納金が発生します	18,970円	返納金なし
1 級 ⇒ “非該当”		56,800円	
2 級 ⇒ “非該当”		37,830円	

※該当児童数、診断書の作成月により返納金額は変わります。

※令和7年12月～令和8年3月分の手当は、令和8年4月10日に振り込まれる予定です。上記の返納金が発生する例に当てはまった場合、診断書の作成月が令和8年2月のときは、令和8年4月10日に振り込まれた手当のうち、3月分が返納金となります。

上記「等級変更により過払い返納金が発生する例」のとおり、早く診断を受けた場合に障害の程度が下がると、診断を受けた月の翌月から手当が減額となるため、お支払いした手当額を後から返していただくことがありますので、ご注意ください。

申請・届出・問合せ窓口		住所	代表電話番号
青葉区役所	保育給付課 子育て給付係	〒980-8701 青葉区上杉1丁目5-1	022-225-7211
宮城野区役所		〒983-8601 宮城野区五輪2丁目12-35	022-291-2111
若林区役所		〒984-8601 若林区保春院前丁3-1	022-282-1111
太白区役所		〒982-8601 太白区長町南3丁目1-15	022-247-1111
泉区役所		〒981-3189 泉区泉中央2丁目1-1	022-372-3111
青葉区宮城総合支所	保健福祉課 保育給付係	〒989-3125 青葉区下愛子字観音堂5	022-392-2111
太白区秋保総合支所	保健福祉課 福祉係	〒982-0243 太白区秋保町長袋字大原45-1	022-399-2111

★詳細は、お住まいの各区・総合支所担当窓口へお問い合わせください。★